

春日井市納税通知書送付用封筒広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、納税通知書送付用封筒に広告を掲載すること（以下「広告掲載」という。）について、春日井市広告掲載要綱（平成18年8月25日施行。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の媒体)

第2条 広告掲載する媒体は、次のとおりとする。

- (1) 市民税・県民税納税通知書送付用封筒
- (2) 軽自動車税納税通知書送付用封筒

(広告掲載の位置、規格)

第3条 広告は、封筒の裏面右半面に掲載することとし、その掲載枠数は1枠とする。

- 2 広告1枠の規格は、縦55ミリメートル以内、横90ミリメートル以内とし、広告の色は、市指定の単色（税目により異なる場合がある。）とする。

(封筒発送予定数)

第4条 封筒の発送予定数は、毎年度市民税課長が定めるものとする。

(広告の掲載料)

第5条 広告の掲載料（消費税及び地方消費税を含む）は、要綱第4条第1項第3号の規定に基づき、入札により最高額で落札した価格とする。

(広告主の募集と選定方法)

第6条 広告主の募集方法等は別に要項で定めるものとし、前条により落札したものを広告主として決定する。

- 2 落札となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

(提出書類)

第7条 前条の入札に参加しようとする者は、事前審査型一般競争入札参加申込書（第1号様式）を要項で定める受付期間内に市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の提出書類に基づき審査し、事前審査型一般競争入札参加資格決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(広告掲載の申込み)

第8条 落札者は、春日井市納税通知書送付用封筒広告掲載申込書（第3号様式）に掲載しようとする広告の原案を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により提出された広告原案の内容に不適切な表現がある場合には、市長は、修正を求めることができる。

(広告掲載の決定)

第9条 市長は、前条の申込みがあったときは、速やかに広告内容を審査し、広

告掲載の可否を決定する。

2 広告掲載の可否を決定したときは、春日井市納税通知書送付用封筒広告掲載決定通知書（第4号様式。）により広告主に通知するものとする。

（広告原稿の提出）

第10条 広告主は、広告原稿作成に当たり、完全原稿を市長が指定した期日までに提出するものとする。

（広告掲載料の納付）

第11条 広告主は、市長が指定する期日までに、納入通知書により広告掲載料を一括納付しなければならない。

（広告掲載料の還付）

第12条 納付された広告掲載料は、還付しない。ただし、市長の都合により広告の掲載ができなくなった場合はこの限りでない。

（広告掲載の取消し）

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載を取り消すことができる。この場合において、春日井市納税通知書送付用封筒広告掲載取消通知書（第5号様式）により、広告主に通知するものとする。

(1) 指定した期日までに広告掲載料を納付しないとき。

(2) 要綱第5条第2項に規定する仕様の変更又は条件に従わないとき。

(3) その他市長が広告掲載に支障があると認めるとき。

（広告掲載の取下げ）

第14条 広告主は、広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、決定通知を受けた日から3日以内に書面により市長に申し出なければならない。

（雑則）

第15条 この要領に定めるもののほか、春日井市納税通知書送付用封筒の広告掲載について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成21年1月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年12月1日から施行する。